

浜田市告示第 58 号

浜田市石見神楽団体活動支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

浜田市長 久保田 章 市

浜田市石見神楽団体活動支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、市内において石見神楽を保存し、及び継承する団体（以下「神楽団体」という。）に対し、その活動に要する費用の一部を補助することにより、当該神楽団体の活動の活性化を図り、もって石見神楽の振興に資することを目的とし、その補助金の交付に関しては、浜田市補助金等交付規則（平成17年浜田市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において「石見神楽」とは、文化庁から日本遺産として認定された「神々や鬼たちが躍動する神話の世界～石見地域で伝承される神楽～」の構成文化財である石見神楽をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に存する神楽団体のうち、次の各号のいずれかの組織に所属するものとする。

- (1) 一般社団法人浜田市観光協会
- (2) 浜田石見神楽社中連絡協議会
- (3) 金城町石見神楽社中連絡協議会
- (4) 旭町石見神楽保存会
- (5) 弥栄町石見神楽社中連絡協議会
- (6) 三隅町石見神楽社中協議会

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、神楽団体の活動に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費を除く。

- (1) 補助対象者の構成員への賃金又は報償費
- (2) 政治目的の活動又は宗教的活動に要する経費
- (3) 飲食に要する経費
- (4) その他市長が適当でないと認める経費

(補助金額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費（当該補助対象経費に対して他の補助金等の交付を受ける場合にあっては、当該補助金等の額を除く。）の100分の85以内の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、1補助対象者当たり100万円を限度とし、補

助金の総額については、予算の範囲内とする。

- 2 令和7年度から令和11年度までの間において、この告示による補助金の交付を既に受けた場合における補助金の限度額は、前項に規定する限度額から当該交付を受けた補助金相当額を控除した額とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、石見神楽団体活動支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業概要書
- (2) 収支予算書
- (3) 見積書の写し
- (4) 神楽団体の規約
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは、速やかに内容を審査し、補助の可否を決定し、石見神楽団体活動支援事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(変更承認申請)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、規則第9条第1項に規定する事由が生じたときは、石見神楽団体活動支援事業補助金変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、市長が別に定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 前条の規定は、前項の規定による承認をする場合について準用する。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに浜田市石見神楽団体活動支援事業補助金実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 領収書の写し
- (3) 事業の経過又は成果を証する書類、写真等
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定等)

第10条 市長は、前条に規定する実績報告を受けたときは、速やかに内容を

審査し、交付すべき補助金の額を確定し、石見神楽団体活動支援事業補助金確定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

（交付請求）

第11条 補助金は、補助事業者が当該補助事業を完了した後において交付する。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

2 補助事業者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、石見神楽団体活動支援事業補助金交付請求書（様式第6号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第12条 市長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずるものとする。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。

年 月 日

浜田市長 様

申請者 住所
団体名
代表者氏名
※署名又は記名押印
電話番号

石見神楽団体活動支援事業補助金交付申請書

石見神楽団体活動支援事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり浜田市石見神楽団体活動支援事業補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

記

1 所属団体（該当に○を付けてください。）

	一般社団法人浜田市観光協会
	浜田石見神楽社中連絡協議会
	金城町石見神楽社中連絡協議会
	旭町石見神楽保存会
	弥栄町石見神楽社中連絡協議会
	三隅町石見神楽社中協議会

2 事業内容

3 事業実施予定期間 年 月 日 ～ 年 月 日

4 交付申請額 円

5 添付書類

- (1) 事業概要書
- (2) 収支予算書
- (3) 見積書の写し
- (4) 神楽団体の規約
- (5) その他

様式第 2 号（第 7 条関係）

指 令 番 号
年 月 日

様

浜田市長

印

石見神楽団体活動支援事業補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました石見神楽団体活動支援事業補助金の交付について、下記のとおり決定（却下）しましたので、浜田市石見神楽団体活動支援事業補助金交付要綱第 7 条の規定により通知します。

記

1 交付金額 円

2 交付条件

（却下理由）

様式第 3 号（第 8 条関係）

年 月 日

浜田市長 様

住所

団体名

代表者氏名

石見神楽団体活動支援事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け浜田市指令 第 号をもって、交付決定のあった石見神楽団体活動支援事業補助金について下記のとおり変更したいので、浜田市石見神楽団体活動支援事業補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由
- 3 添付書類

様式第 4 号（第 9 条関係）

年 月 日

浜田市長 様

住所

団体名

代表者氏名

石見神楽団体活動支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け浜田市指令 第 号をもって、交付決定のあった石見神楽団体活動支援事業補助金の実績について、下記のとおり浜田市石見神楽団体活動支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定により報告します。

記

- 1 事業の実施期間

- 2 交付決定通知額及びその精算額

- 3 添付書類
 - (1) 収支決算書
 - (2) 領収書の写し
 - (3) 事業の経過又は成果を証する書類、写真等
 - (4) その他

様式第 5 号（第 10 条関係）

指 令 番 号
年 月 日

様

浜田市長

印

石見神楽団体活動支援事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました石見神楽団体活動支援事業補助金について、下記のとおり補助金の額を確定しましたので、浜田市石見神楽団体活動支援事業補助金交付要綱第 10 条の規定により通知します。

記

1	補助金の交付決定通知額	円
2	補助対象経費の精算額	円
3	補助金の交付確定額	円
	(交付決定通知額) - (交付確定額)	円

様式第 6 号（第 11 条関係）

石見神楽団体活動支援事業補助金交付請求書

一 金								円
-----	--	--	--	--	--	--	--	---

これは、 年 月 日付け浜田市指令 第 号をもって、交付決定（確定通知）のあった補助金

内 訳	既 交 付 額	円
	今 回 請 求 額	円
	未 交 付 額	円

浜田市石見神楽団体活動支援事業補助金交付要綱第 11 条の規定により、上記のとおり請求します。

年 月 日

浜田市長 様

住所
団体名
代表者氏名

補助金の交付については、下記への口座振替を希望します。

金融機関名							
同 店 舗 名	本店・本所・支店・支所・出張所・代理店						
現 金 種 目	1 普通	2 当座	3 その他（				）
口 座 番 号							
口 座 名 義 人	フリガナ						